

南小学校教育後援会会則

第1条 この会は、南小学校教育後援会と称し、事務局を南小学校におく。

第2条 この会は、南小学校の教育環境の整備並びに児童の諸活動・職員の研修等の充実を図ることを目的とする。

第3条 この会は、前条の目的を達成するために次の活動を行う。

- (1) 環境整備に対する援助をする。
- (2) 保健衛生に対する援助をする。
- (3) 研究推進に対する助成をする。
- (4) 学校備品充実に対する援助をする。
- (5) 児童の活動に対する助成をする。
- (6) 校外活動に対する助成をする。

第4条 本会の会員は、南小学校に在籍する児童の父母（保護者）とする。

第5条 本会に次の役員をおく。

会長 1名、 副会長 5名、 書記 2名、 会計 2名

第6条 役員の仕事は次の通りとする。

- (1) 会長は、この会を代表し会務を統括する。
- (2) 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理し、会長が欠けたときは、その職務を行う。
- (3) 書記は、この会の活動に関する事項を記録し、保管する。
- (4) 会計は、予算に基づき、会計事務を処理する。

第7条 この会に2名の会計監査員をおく。

(1) 会計監査員は、運営委員会において選出し、総会の承認を受ける。

(2) 会計監査員の任期は2年とし、再任を妨げない。補欠監査員の任期は前任者の残任期間とする。

(3) 会計監査員は、随時この会の会計を監査する。

第8条 この会の役員は、PTAの役員が兼務する。

第9条 役員の任期は、2年とする。但し、再任は妨げない。

第10条 総会は年1回以上開催し、下記事項について承認する。

(1) 前年度決算に関する事項

(2) 会則改廃に関する事項

(3) その他、必要と認める事項

第11条 本会の会費は、児童一人当たり月額100円とする。

第12条 この会の経費は、会費・寄付金・その他の収入をもってこれに充てる。

第13条 この会の会計は、4月1日にはじまり、翌年3月31日に終わる。

<付記>

1 この規約は、平成25年4月21日より実施する。

2 平成26年4月26日 第10条の文面の一部削除する。

旧：「総会は年1回以上開催し、会長、副会長および監事を選出するとともに、下記の事項について承認する。」

小学校教育後援会会則

第1条 この会は、_____小学校教育後援会と称し、事務局を_____小学校におく。

第2条 この会は、_____小学校の教育環境の整備並びに児童の諸活動・職員の研修等の充実を図ることを目的とする。

第3条 この会は、前条の目的を達成するために次の活動を行う。

- (1) 環境整備に対する援助をする。
- (2) 保健衛生に対する援助をする。
- (3) 研究推進に対する助成をする。
- (4) 学校備品充実に対する援助をする。
- (5) 児童の活動に対する助成をする。
- (6) 校外活動に対する助成をする。

第4条 本会の会員は、_____小学校に在籍する児童の保護者とする。

第5条 本会に次の役員をおく。

会長 1名、 副会長 5名、 書記 2名、 会計 2名

第6条 役員の仕事は次の通りとする。

- (1) 会長は、この会を代表し会務を統括する。
- (2) 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理し、会長が欠けたときは、その職務を行う。
- (3) 書記は、この会の活動に関する事項を記録し、保管する。
- (4) 会計は、予算に基づき、会計事務を処理する。

第7条 この会に2名の会計監査員をおく。

- (1) 会計監査員は、運営委員会において選出し、総会の承認を受ける。
- (2) 会計監査員の任期は2年とし、再任を妨げない。補欠監査員の任期は前任者の残任期間とする。
- (3) 会計監査員は、随時この会の会計を監査する。

第8条 この会の役員は、PTAの役員が兼務する。

第9条 役員の任期は、2年とする。但し、再任は妨げない。

第10条 総会は年1回以上開催し、下記事項について承認する。

- (1) 前年度決算に関する事項
- (2) 会則改廃に関する事項
- (3) その他、必要と認める事項

第11条 本会の会費は、児童一人当たり月額100円とする。

第12条 この会の経費は、会費・寄付金・その他の収入をもってこれに充てる。

第13条 この会の会計は、4月1日にはじまり、翌年3月31日に終わる。

<付記>

- 1 この規約は、令和6年4月1日より実施する。